

報告タイトル (* 日本語と英語両方ご記入ください)

日韓基本条約第 3 条の起源: 韓国政府の管轄権問題と在朝日本財産

“Why did the Japanese Government Limit the Jurisdiction of the Republic of Korea to Southern Korea?”

氏名 (所属)

谷 京 (一橋大学・院)

TANI Kei (Hitotsubashi University)

要旨 (800 字程度)

日韓基本条約第 3 条 (唯一合法性条項) において、日本政府は韓国政府の管轄権を朝鮮南部に限定し、朝鮮北部については「白紙の状態」を維持した。日本政府は金日成政権を事実上の政治的実体として認め、国内外の条件と状況が成熟すれば、日朝関係の改善や正常化を目指す意図を有していたとされる。しかし、韓国政府の管轄権を朝鮮南部に限定する立場は、必ずしも日本政府にとって当然の選択であったとはいえない。分断体制下において北朝鮮と正統性を争う関係にあった韓国政府は、自国だけが朝鮮半島唯一の正統政府であることを、日韓国交正常化交渉において一貫して日本政府に認めさせようとしていた。しかも、1951 年の時点では、日本政府もまた韓国政府を朝鮮全域にわたる行政当局と見なしていた。

それでは、日本政府はいつから、そしてなぜ韓国政府の管轄権を朝鮮南部に限定する立場をとったのか。先行研究では、日本政府が将来の日朝国交正常化交渉を見据えて、朝鮮北部を「白紙状態で残しておいた」ことは自明視され、戦後日本の「二つの朝鮮」政策の形成過程が等閑視されてきた。そこで、本報告は 1951～53 年における外務省内議論の検討を通じて、日本政府が日韓基本条約の適用範囲ないし韓国政府の管轄権を朝鮮南部に限定し、北朝鮮との関係を「白紙の状態」とした歴史的背景を明らかにする。本報告の結論は、以下のとおりである。

戦後日本の「二つの朝鮮」政策の形成過程では、朝鮮北部に残された日本国・日本人財産 (在朝日本財産) の存在が説明変数であった。すなわち、第 1 次日韓会談に臨む日本政府は、韓国側対日請求権の「相殺」ないし支払い回避のために有益な在朝日本財産を請求権交渉の対象に含めるため、韓国政府を朝鮮全域にわたる行政当局と見なした。ところが、第 1 次日韓会談の決裂を経て、対韓請求権主張の有効性に疑念を抱いた外務省は、次第に日韓間請求権の「相互放棄」という方針を固めていく。そして、日韓間請求権を「相互放棄」する場合、国内補償問題や日台請求権交渉への影響を考慮すると、むしろ日韓請求権交渉の対象から在朝日本財産を除外することが、日本側にとっては得策となった。その結果、日韓間請求権の「相互放棄」という方針が定まりつつあった 1953 年 1 月というタイミングで、外務省は韓国政府の管轄権を朝鮮南部に限定する見解を固めた。